

第5章

三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画

(区域施策編)・気候変動適応計画



- 第1節 地球温暖化と影響予測
- 第2節 計画の概要
- 第3節 温室効果ガス排出量・二酸化炭素吸収量の現状
- 第4節 温室効果ガス排出量の削減目標
- 第5節 温暖化対策の取組（緩和と適応）
- 第6節 緩和策の取組
- 第7節 適応策の取組

第1節 | 地球温暖化と影響予測



1-1 地球温暖化のメカニズム

太陽からのエネルギーは、大気の間を通り抜けて、地表面を暖めます。大気中に含まれる二酸化炭素などの「温室効果ガス」は、地表面から宇宙空間へと向かう赤外線を吸収することで、大気を温める効果があります。地球の平均気温は 14℃前後ですが、もし、温室効果ガスがなければ-19℃になるといわれています。

18 世紀後半の産業革命以降、人類は石油などの化石燃料を使用し、大気中への二酸化炭素の排出量が急激に増加しました。また、メタンやフロンなど、より強い温室効果をもつガスの排出量も増えています。その結果、地表面の温度が急激に上昇しており、この現象を「地球温暖化」と呼んでいます。



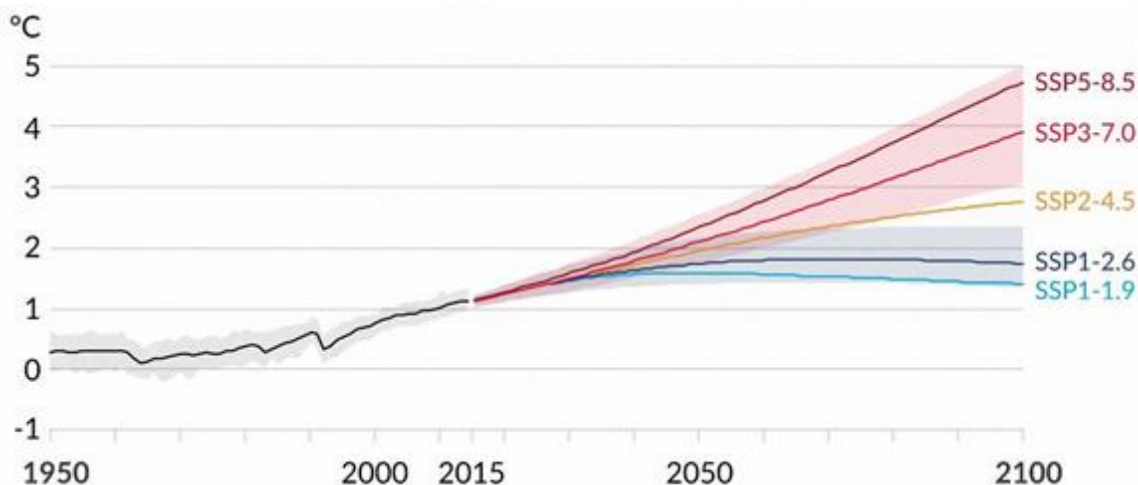
地球温暖化のメカニズム

【資料：環境省】

1-2 地球温暖化の将来予測と影響

■IPCC による将来予測

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が 2021 (令和 3) 年に発表した「第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書」では、「人間活動が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と報告されています。本報告書では、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路 (SSP) シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオから、5 つのシナリオ (SSP1-1.9、SSP1-2.6、SSP2-4.5、SSP3-7.0、SSP5-8.5) が主に使用されています。21 世紀半ばに実質二酸化炭素排出ゼロが実現する最善のシナリオ (SSP1-1.9) においても、2021~2040 年平均の気温上昇は 1.5℃に達する可能性があり、また、化石燃料に依存した気候政策を導入しないシナリオ (SSP5-8.5) では、今世紀末までに 3.3~5.7℃も気温が上昇すると予測されています。



1850~1900 年を基準とした世界平均気温の変化予測

注) グラフ中の陰影は不確実性の範囲を示す。

【資料：IPCC 第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書 (IPCC、2021 年)】

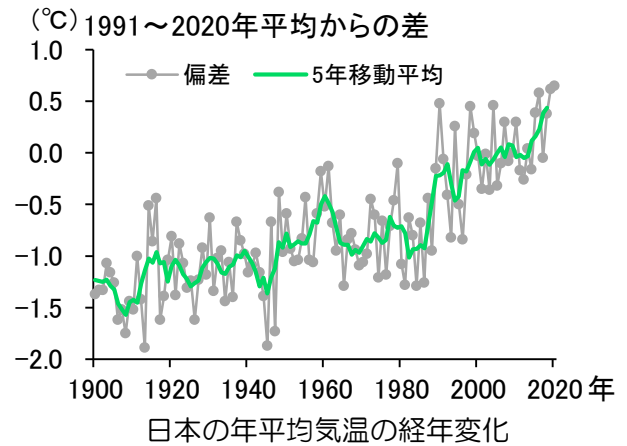
■地球温暖化による気候変動

【日本の気候変化】

日本の平均気温は、100年あたり約1.26℃上昇し、特に1990（平成2）年代以降、高温となる年が頻繁にあらわれています。また、熱帯夜（夜間の最低気温が25℃以上の夜）や猛暑日（1日の最高気温が35℃以上の日）は増加、冬日（1日の最低気温が0℃未満の日）は減少しているほか、1日に降る雨の量が100mm以上の大雨の日数は長期的に増える傾向にあります。

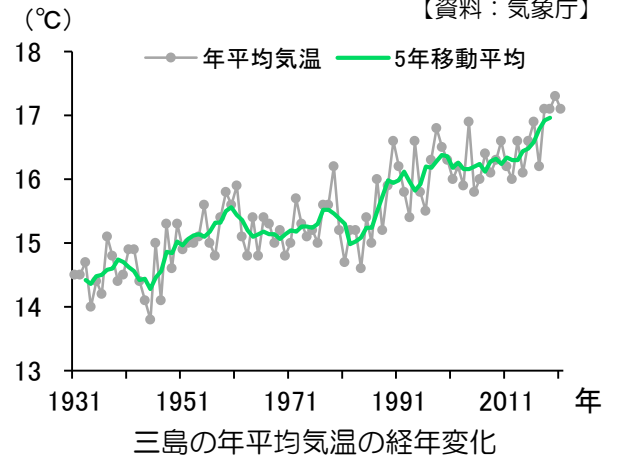
【三島市の気候変化】

気象庁・三島特別地域気象観測所のデータによると、本市の年平均気温は年々上昇しています。「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つという目標が掲げられていますが、本市では90年間で既に約2℃上昇しています。また、真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数は増加、冬日は減少する傾向にあります。

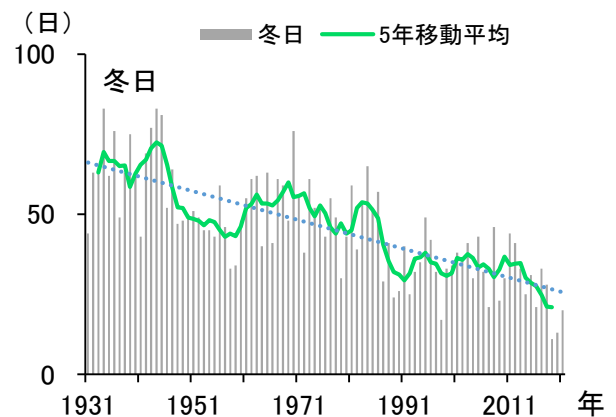
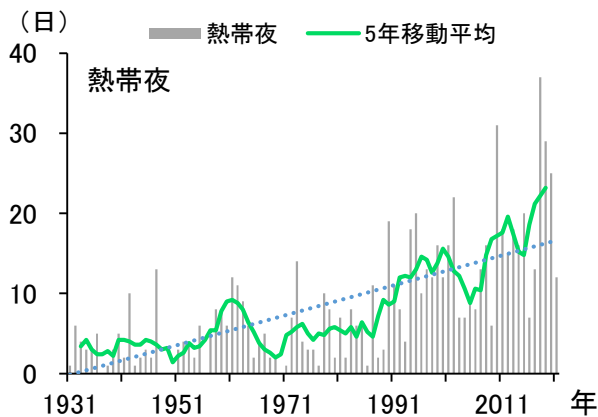
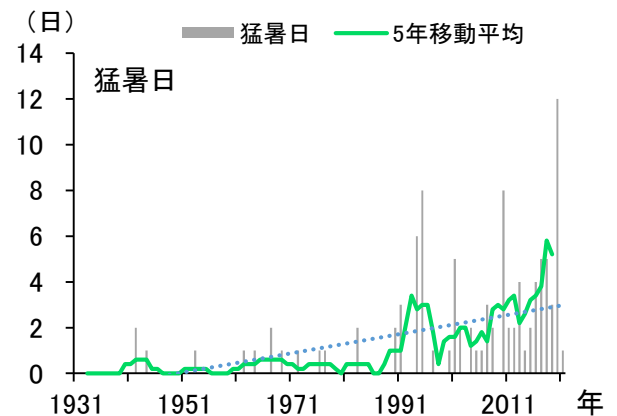
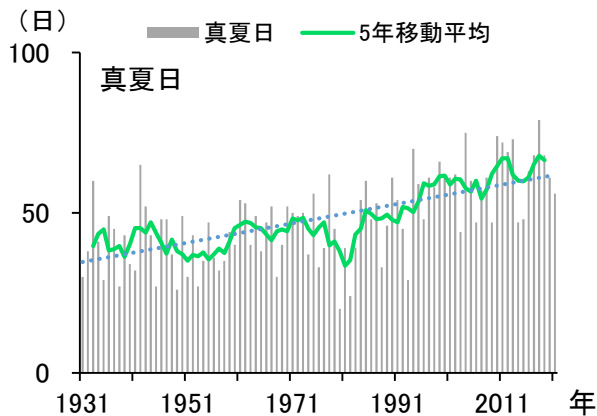


注) 黒色の線は各年の基準値（1991～2020年の平均）からの偏差。緑色の線は偏差の5年移動平均を示している。

【資料：気象庁】



【資料：気象庁】



三島の真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日の日数

【資料：気象庁】

1-3 気候変動による影響予測

「気候変動適応情報プラットフォーム」における気象庁「地球温暖化予測情報 第9巻」及び「環境省環境研究総合推進費S-8温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（2010～2014）」では、21世紀末における、本市の気候及び気候変動による影響について以下のとおり予測されています。

■気象庁による将来予測

厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP[※]8.5）、21世紀末（2076～2095年）における本市の年平均気温は、基準期間（1980（昭和55）～1999（平成11）年）と比べて3.5～4.5℃上昇し、猛暑日・真夏日・熱帯夜の日数は増加、冬日の日数は減少、集中豪雨の頻度が今よりも増加すると予測されています。

※RCPとはRepresentative Concentration Pathways（代表的濃度経路）の略称。RCPシナリオは、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもの。RCPに続く数値が大きいほど2100年における放射強制力（地球温暖化を引き起こす効果）が大きいことを意味している。IPCCの「第5次評価報告書・統合報告書」では、2081～2100年の地球の気温を、「厳しい温暖化対策をとった場合」（RCP2.6）から、「厳しい温暖化対策をとらなかった場合」（RCP8.5）まで、全部で4つのシナリオ（RCP2.6、RCP4.5、RCP6.0、RCP8.5）を予測している。

21世紀末（2081～2100年）における気温・降水量の予測結果（三島）

項目	三島市の予測結果（21世紀末：RCP8.5）
年平均気温	今より3.5～4.5℃上昇する
年降水量	場所により10%減少～20%増加する
猛暑日日数	年間で35～40日増加する
真夏日日数・熱帯夜日数	年間で60～70日増加する
冬日日数	年間で35～40日減少する
1時間降水量30mm以上の発生回数	年間で1.0～1.5回増加する
日降水量100mm以上の発生回数	年間で1.0～1.5回増加する

【資料：気象庁地球温暖化予測情報・第9巻】

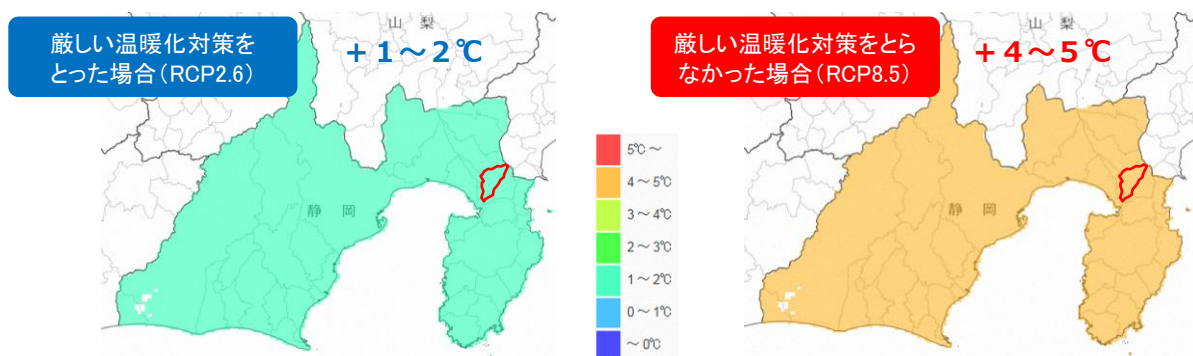
■環境省による将来予測[※]

RCP（代表的濃度経路）の4つのシナリオのうち、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）の2つのシナリオを掲載しています。基準期間は1981（昭和56）～2000（平成12）年、対象期間は21世紀末（2081～2100年）です。

※今回使用したのは、日本の気候モデルである「MIROC5（東京大学/NIES：国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC：国立研究開発法人海洋研究開発機構）」です。

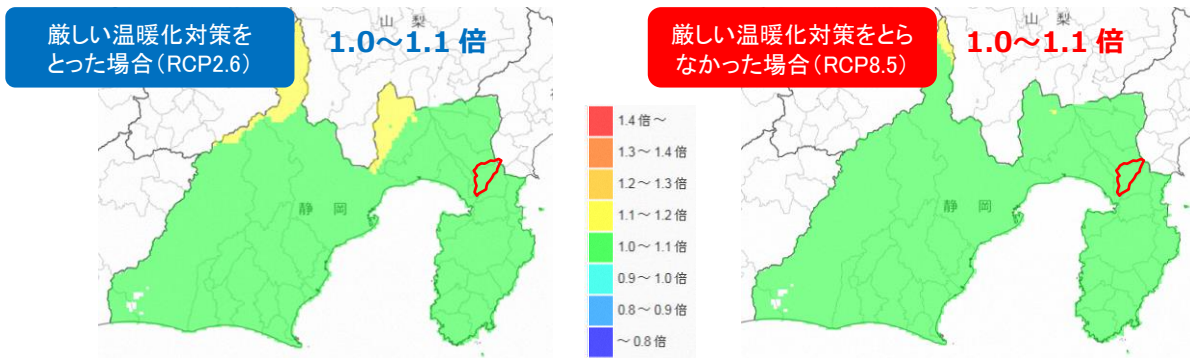
①年平均気温

年平均気温は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1～2℃、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は4～5℃、現在よりも上昇すると予測されています。



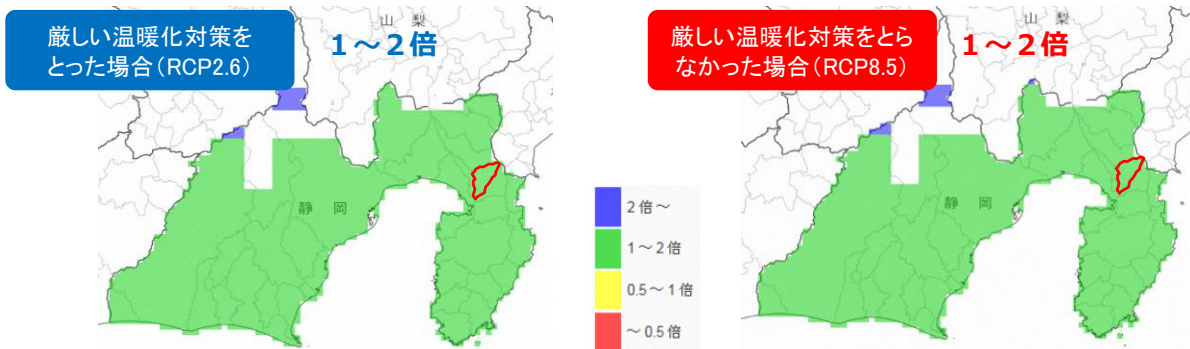
②年降水量

年降水量は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに、現在と比べて1.0～1.1倍となり、ほとんど変化はないと予測されています。



③コメ収量（収量重視）

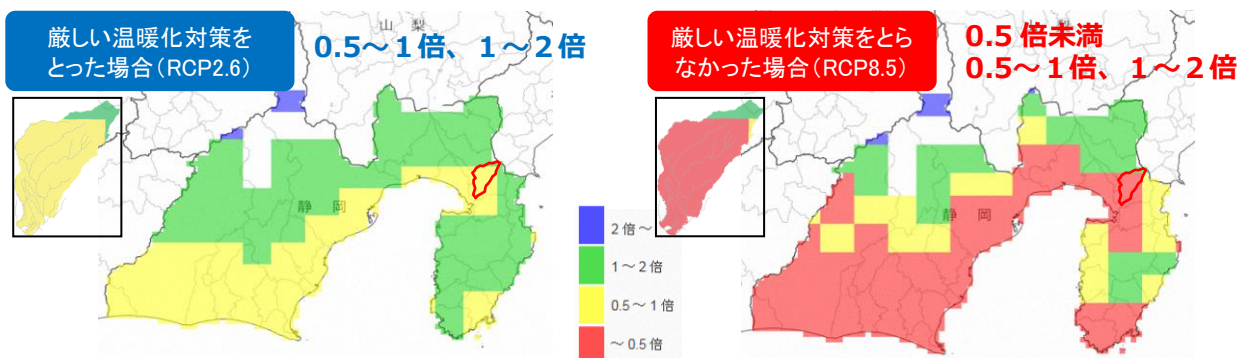
コメ収量（収量重視）は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに、現在と比べて1～2倍となり、あまり大きな変化はないと予測されています。



※基準期間のコメ（品種：コシヒカリ）の収量を1とした場合の相対値。移植日の移動や品種の変更は考慮していない。気候変動に伴う水需給や病虫害発生形態、台風などによる大規模災害の発生の変化などといった間接的に影響を与える要因は考慮していない。

④コメ収量（品質重視）

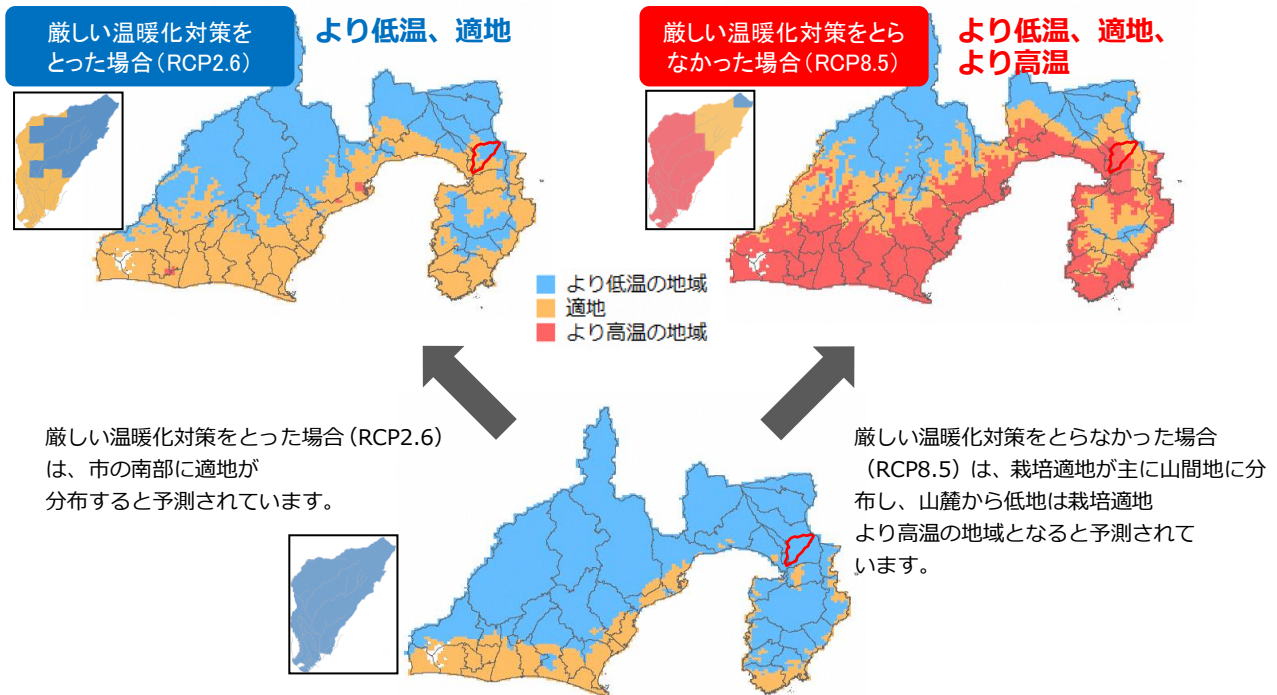
コメ収量（品質重視）は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は0.5～2倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は0.5未満～2倍となっています。特に厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は水田のある低地の全ての地域で0.5倍未満となっており、コメの品質を重視した場合の収量減少が懸念されます。



※高温に因る品質低下リスクが「低」（品種：コシヒカリ）の収量の将来予測。基準期間の高温に因る品質低下リスクが「低」（品種：コシヒカリ）の収量を1とした場合の相対値。移植日の移動や品種の変更は考慮していない。気候変動に伴う水需給や病虫害発生形態、台風などによる大規模災害の発生の変化などといった間接的に影響を与える要因は考慮していない。

⑤ ウンシュウミカン

ウンシュウミカン栽培適地は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は、市の南部に適地が分布していますが、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は、栽培適地が主に山間地に分布し、山麓から低地は栽培適地より高温の地域となると予測されています。

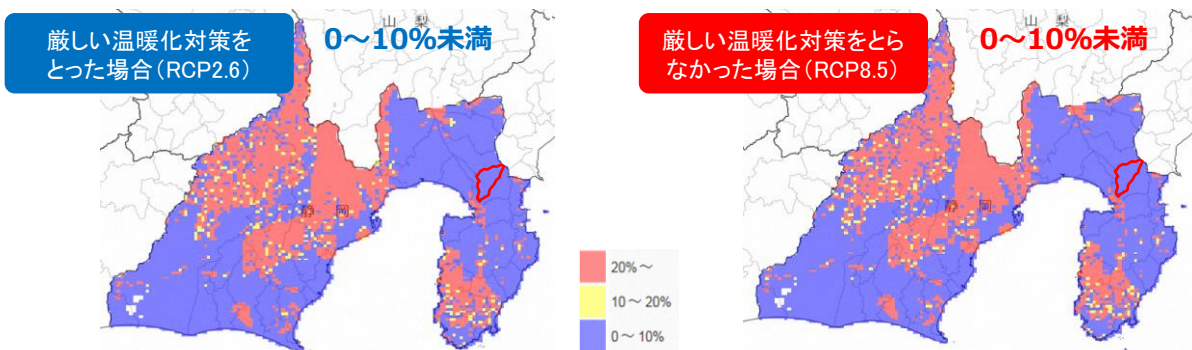


現在（基準期間：1981～2000年）における
ウンシュウミカンの栽培適地

※年平均気温が15℃以上18℃以下であり、かつ日最低気温の年間の最低値が-5℃未満となる年が20年間に4年以下となる地域を「栽培適地」と判定。栽培適地を年平均気温及び日最低気温のみで評価しているが、日射量や降水量なども関係するとされている。土壌や地形（傾斜地の向きなど）は考慮していない。

⑥ 斜面崩壊発生確率

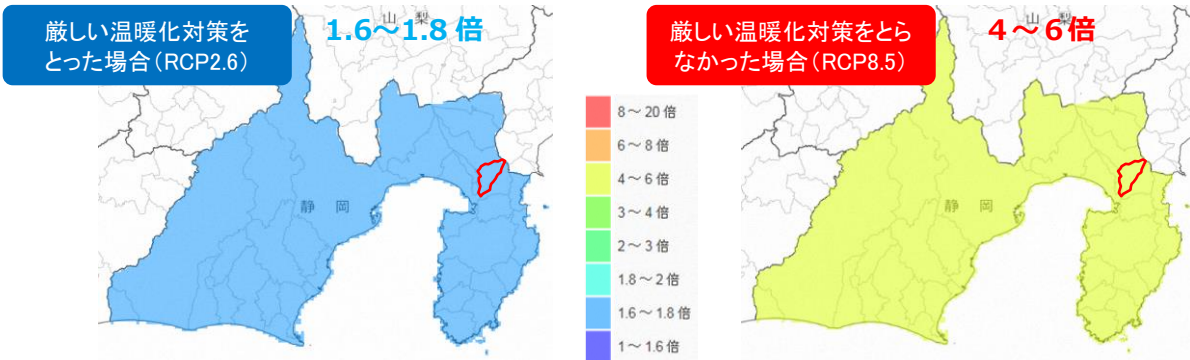
斜面崩壊発生確率は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに変化がなく、市全域で0～10%未満となっています。



※降水量や地盤情報より斜面崩壊発生確率を推計するモデルを作成し、このモデルを用いて将来の日降水量（年最大日降水量）における斜面崩壊発生確率を算定。

⑦熱中症搬送者数

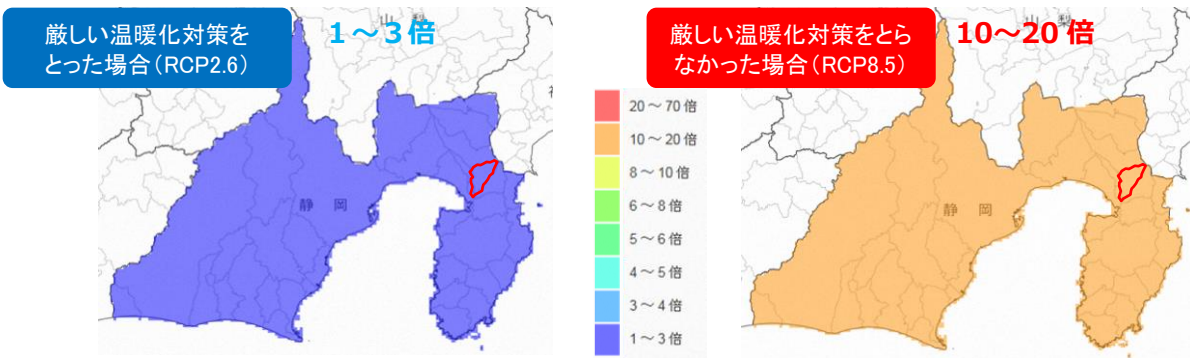
熱中症搬送者数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1.6～1.8倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は4～6倍、現状よりも増加すると予測されています。



※基準期間における熱中症患者数を1とした場合の相対値。

⑧熱ストレス超過死亡者数

熱ストレス超過死亡者数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1～3倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は10～20倍、現状よりも増加すると予測されています。



※基準期間における熱ストレスによる超過死亡者数を1とした場合の相対値。

注) 上記の予測結果は、「気候変動適応情報プラットフォーム」(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>) の「将来予測・WebGIS (オンライン地理情報システム)」から引用した。なお、気候変動による将来予測には、将来の温室効果ガス排出量の不確実性、②気候変動予測の不確実性、影響評価地球温暖化予測など、様々な不確実性が含まれている点は留意が必要である。

第2節 | 計画の概要



2-1 計画の背景

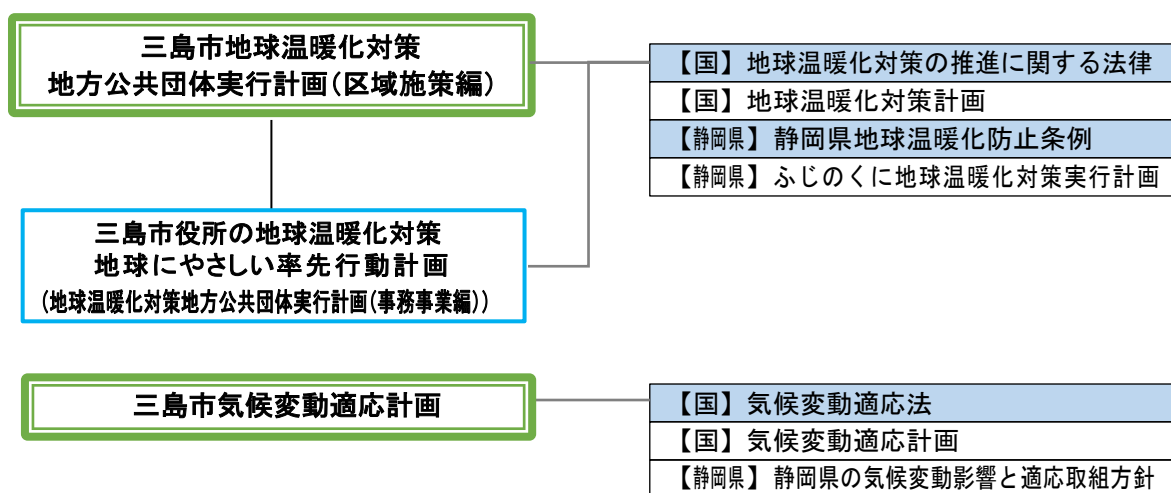
2015（平成27）年に開催された国連気候変動枠組条約の第21回締約国会議（COP21）では、気候変動対策の国際的枠組みを決める「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。パリ協定は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つ（1.5℃に抑えるよう努力する）という目標を掲げています。

パリ協定を踏まえ、2020（令和2）年10月に政府は温室効果ガス排出量を2050（令和32）年までに実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする目標を宣言し、2021（令和3）年4月には2030（令和12）年度の削減目標について、2013（平成25）年度から46%削減することを表明しました。これを受けて、国は「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正するとともに、2021（令和3）年10月には改訂した「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。

また、近年は気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、生物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、全国各地で気候変動の影響があらわれています。このような気候変動に適応する対策を推進するため、国は「気候変動適応法」を2018（平成30）年12月1日より施行するとともに、同法に基づく「気候変動適応計画」を2021（令和3）年10月に改訂し、閣議決定しました。

2-2 計画の位置付け

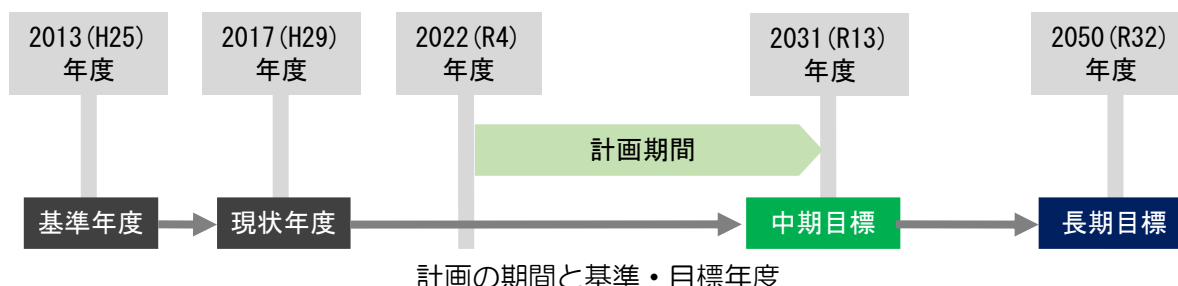
本章は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく「三島市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）、「気候変動適応法」第12条に基づく「三島市気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）であり、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスを削減し、進行する気候変動に適応する施策を推進するためのものです。



計画の位置付け

2-3 計画の期間と基準・目標年度

区域施策編及び適応計画の計画期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とし、5年を目途に見直しを行います。また、区域施策編における基準年度は2013（平成25）年度、目標年度は2031（令和13）年度、2050（令和32）年度とします。



2-4 計画の対象ガス・部門

①対象とする温室効果ガスの種類

区域施策編で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する7種類のガスのうち、本市では排出のないパーフルオロカーボン、三ふっ化窒素を除く5種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）とします。

削減対象となる温室効果ガス

対象ガスの種類	対象ガスの主な排出源	GWP値 ^(注)
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリンや灯油、重油、LPG、都市ガスなどを燃焼する際に発生する。温室効果ガス排出量の約94%を占め、温暖化への影響が大きい。	1
メタン (CH ₄)	廃棄物の埋立てや下水処理からの排出が約5割を占め、稲作や家畜の腸内発酵など農業部門からの排出が約4割を占める。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	農業部門からの排出が約6割を占め、廃棄物処理部門からの排出が約2割を占める。	298
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されている。	77~ 14,800
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電力絶縁ガスや半導体などの製造用などとして使用されている。	22,800

注) GWP値：Global Warming Potentialの略。「地球温暖化係数」と呼ばれ、二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化の効果を持つかを示しています。

②対象とする部門

区域施策編で対象とする部門は以下のとおりです。

対象とする部門

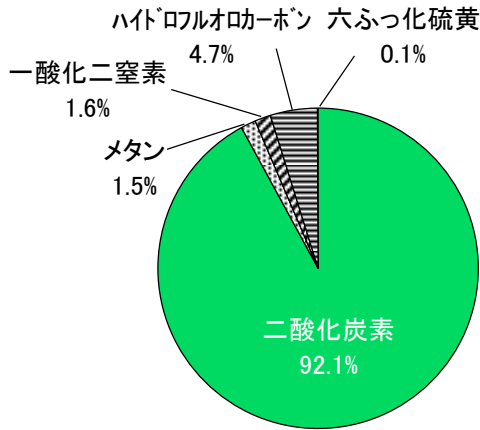
部門	内容	
エネルギー 起源 CO ₂	産業	製造業、建設業、鉱業、農林水産業から排出される温室効果ガス
	家庭	家庭から排出される温室効果ガス
	業務その他	産業以外の事業所（民間、公共）から排出される温室効果ガス
	運輸	自動車、鉄道から排出される温室効果ガス
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	廃棄物の燃焼、埋立処分場からの発生、排水処理、廃棄物の燃料代替などとしての利用から排出される温室効果ガス
	工業プロセス等	工業プロセス、燃料の燃焼、自動車の走行から排出される温室効果ガス
	農業	水田からの発生、家畜の飼養・排せつ物の管理、農業廃棄物の焼却、耕地における肥料の使用から排出される温室効果ガス
	代替フロン類	代替フロン類の漏洩などで発生する温室効果ガス

第3節 | 温室効果ガス排出量・二酸化炭素吸収量の現状

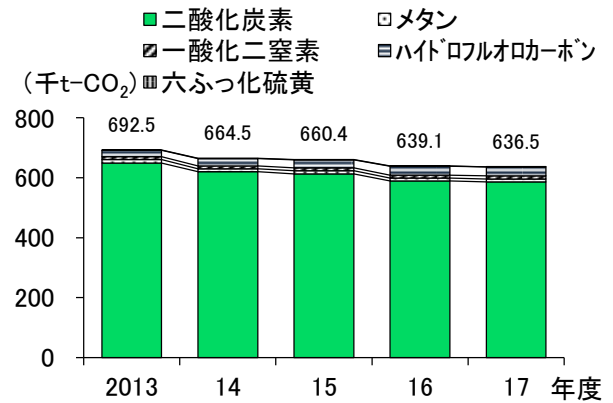


3-1 種類別温室効果ガス排出量

本市における2017（平成29）年度の温室効果ガス排出量は636.5千t-CO₂であり、そのうち二酸化炭素が92.1%と大部分を占めています。



種類別温室効果ガス排出量
(2017年度)

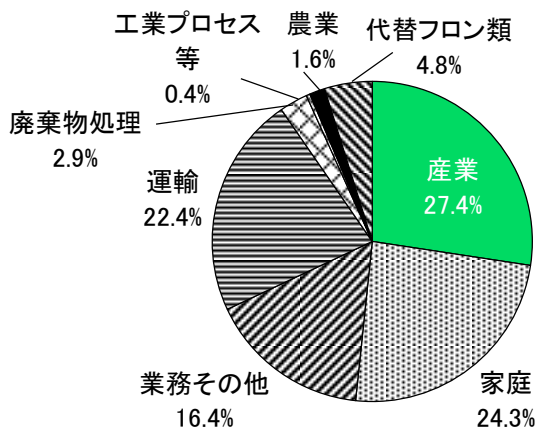


種類別温室効果ガス排出量の推移

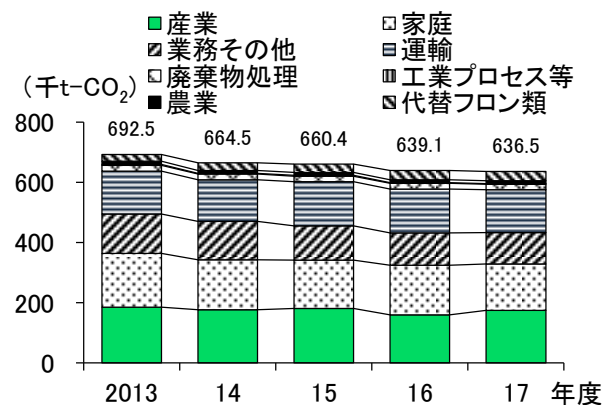
3-2 部門別温室効果ガス排出量

2017（平成29）年度の温室効果ガス排出量を部門別にみると、産業部門（27.4%）が最も多く、次いで家庭部門（24.3%）、運輸部門（22.4%）、業務その他部門（16.4%）となっています。

2017（平成29）年度の排出量を2013（平成25）年度（692.5千t-CO₂）と比べると、8.1%減少しています。部門別でみると、業務その他部門（-20.3%）、家庭部門（-13.7%）、工業プロセス等（-12.1%）、廃棄物処理部門（-9.0%）、農業（-6.6%）、産業部門（-5.9%）は減少しています。



部門別温室効果ガス排出量
(2017年度)



部門別温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の推移（単位は千 t-CO₂）

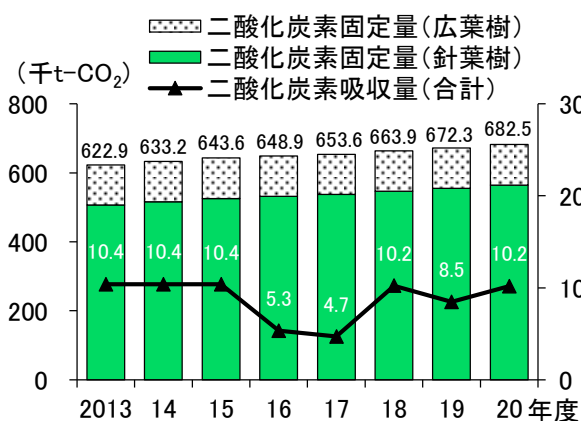
温室効果ガス	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度			
					排出量	構成比	2013 (H25) 年度 比	
ガス別								
二酸化炭素 (CO ₂)	649.5	619.8	613.0	588.8	586.0	92.1%	-9.8%	
メタン (CH ₄)	11.0	10.1	9.9	9.8	9.7	1.5%	-12.6%	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	9.6	9.7	9.9	10.1	10.2	1.6%	6.0%	
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	21.9	24.5	27.2	29.9	30.2	4.7%	38.0%	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.1%	-5.3%	
部門別								
エネルギー 起源 CO ₂	産業	185.4	176.9	181.4	160.0	174.4	27.4%	-5.9%
	家庭	179.1	165.7	160.4	164.5	154.5	24.3%	-13.7%
	業務その他	130.7	127.3	113.6	107.8	104.2	16.4%	-20.3%
	運輸	141.7	139.1	146.8	145.9	142.3	22.4%	0.4%
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	20.0	18.4	18.2	18.2	18.2	2.9%	-9.0%
	工業プロセス等	2.7	2.7	2.8	2.3	2.4	0.4%	-12.1%
	農業	10.6	9.7	9.6	10.0	9.9	1.6%	-6.6%
	代替フロン類	22.4	24.9	27.6	30.4	30.7	4.8%	37.2%
総排出量	692.5	664.5	660.4	639.1	636.5	100.0%	-8.1%	

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

3-3 森林の二酸化炭素固定量・吸収量

2020（令和2）年度における森林の二酸化炭素固定量*¹は682.5千t-CO₂、吸収量*²は10.2千t-CO₂です。市域の温室効果ガス排出量636.5千t-CO₂に占める森林の二酸化炭素吸収量の割合は約1.6%となっています。

- *1 樹木が二酸化炭素を吸収し、固定した二酸化炭素の量
- *2 1年間に樹木が二酸化炭素を吸収し、固定した二酸化炭素の量で、算定年度と算定前年度の二酸化炭素固定量の差



森林における二酸化炭素固定量・吸収量の推移

森林の二酸化炭素固定量・吸収量の推移（単位は千 t-CO₂）

樹種	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度
二酸化炭素固定量								
針葉樹	ヒノキ	477.6	486.4	495.2	501.5	507.9	524.5	533.1
	スギ	19.4	19.7	20.0	20.4	20.3	20.6	21.2
	マツ	9.6	9.7	9.7	9.6	9.6	9.6	9.7
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広葉樹	クヌギ	52.4	52.9	53.4	52.7	51.9	52.6	53.1
	その他	63.8	64.5	65.2	64.8	63.9	64.5	65.4
合計	622.9	633.2	643.6	648.9	653.6	663.9	672.3	682.5
二酸化炭素吸収量								
合計	10.4	10.4	10.4	5.3	4.7	10.2	8.5	10.2

注) 端数処理の関係上、二酸化炭素固定量・吸収量の和が合計値と合わない場合がある。

第4節 | 温室効果ガス排出量の削減目標



4-1 将来推計（現状趨勢、削減見込量の推計）

① 将来推計の方法

現状のまま、特に対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）について将来推計を行います。温室効果ガス排出量は、「活動量」×「排出原単位」で算定することができますが、将来推計を行うためには、各部門において活動量及び排出原単位を推計する必要があります。このうち、「活動量」については上位計画などにおける推計値、推計値がないものは過去の経年変化に基づく予測値を設定しました。「排出原単位」については、現状をそのまま維持するものと想定し、2017（平成29）年度の値で固定しました。

現状趨勢ケースの推計に使用した活動量と推計方法

部門		活動量	単位	推計方法
産業	非製造業	従業者	人	2017（平成29）年度を基準として人口増減率*を乗じた。
	製造業	製造品出荷額等	万円	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の平均を基準とし、これに人口増減率*及び内閣府「中長期経済推計による試算・ベースラインケース・実質GDP成長率（2021（令和3）年7月）」（2031（令和13）年度以降は、2030（令和12）年度の据え置き）を乗じた。
家庭		世帯数	世帯	国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（2019年推計）の静岡県・平均世帯人員の推計結果（2041（令和23）年度以降は多項式近似で設定）を基に本市の平均世帯人員を推計した。世帯数は、「第5次三島市総合計画・人口ビジョン」の将来人口を平均世帯人員で除した。
業務その他		業務用延べ床面積	m ²	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の傾向から累乗近似で設定し、これに人口増減率*を乗じた。
運輸	旅客	旅客自動車保有台数	台	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の傾向から多項式近似で設定し、これに人口増減率*を乗じた。
	貨物	貨物自動車保有台数	台	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の傾向から累乗近似で設定し、これに人口増減率*を乗じた。
	鉄道	一日平均乗車人員数	人	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の平均を基準とし、これに人口増減率*を乗じた。
廃棄物処理		一般廃棄物焼却量	t/年	「三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」における2030（令和12）年度の1人1日当たりごみ排出量の予測値（829g/人・日）に、「第5次三島市総合計画・人口ビジョン」の将来人口、年間日数、2020（令和2）年度の焼却ごみ/（ごみ総量+集団回収量）の割合を乗じた。
工業プロセス等		製造品出荷額等	万円	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の平均を基準とし、これに人口増減率*及び内閣府「中長期経済推計による試算・ベースラインケース・実質GDP成長率（2021（令和3）年7月）」（2031（令和13）年度以降は、2030（令和12）年度の据え置き）を乗じた。
農業		畑面積	ha	「第4次国土利用計画（三島市計画）」（2021（令和3）年3月）に基づき、2018（平成30）年度から2030（令和12）年度までに2.1%減少するものとして設定し、2031（令和13）年度以降も同じ減少率が継続するものと設定した。
代替フロン類		業務用延べ床面積	m ²	2013（平成25）年度～2017（平成29）年度の傾向から累乗近似で設定し、これに人口増減率*を乗じた。

*：「第5次三島市総合計画」（2021（令和3）年3月策定）の「人口ビジョン」では、生産年齢人口（15～64歳）の減少を緩やかにし、年少人口（0～14歳）割合の現状を維持することで、2030（令和12）年度に10.3万人の人口を維持する（2050（令和32）年度の人口は9.3万人と推計）としている。この人口ビジョンに基づき、2017（平成29）年度を基準として、2050（令和32）年度までの人口増減率を計算した。なお、現状趨勢ケースの将来推計では、地球温暖化対策を実施しないケースを想定することから、人口については人口ビジョンが達成される前提とした。

活動量の推計結果

部門	活動量の指標	実績		予測		
		2013 (H25) 年度	2017 (H29) 年度	2031 (R13) 年度	2050 (R32) 年度	
エネルギー起源 CO ₂						
産業	非製造業	従業者数 (人)	3,228	3,104	2,872	2,590
	製造業	製造品出荷額等 (万円)	17,945	1,9226	17,657	15,924
家庭		世帯数 (世帯)	47,732	48,842	49,031	47,935
業務その他		業務用延べ床面積 (m ²)	713,694	726,182	682,335	619,879
運輸	旅客自動車	旅客自動車保有台数 (台)	57,124	58,695	56,696	47,109
	貨物自動車	貨物自動車保有台数 (台)	8,571	8,255	7,342	6,506
	鉄道	一日平均乗車人員数 (人)	46,771	46,749	42,818	38,614
エネルギー起源 CO ₂ 以外						
廃棄物処理		一般廃棄物焼却量 (t/年)	36,453	31,607	26,487	23,821
工業プロセス等		製造品出荷額等 (万円)	17,945	1,9226	17,657	15,924
農業		畑面積 (ha)	648	621	607	586
代替フロン類		業務用延べ床面積 (m ²)	713,694	726,182	682,355	619,879

② 将来推計の結果

温室効果ガスの総排出量は、2031（令和13）年度が基準年度から12.9%減の603.1千t-CO₂、2050（令和32）年度が基準年度から20.7%減の548.9千t-CO₂と予測されます。

部門別温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）（単位は千t-CO₂）

部門	実績		将来推計				
	2013 (H25) 年度	2017 (H29) 年度	2031 (R13) 年度	基準年度比 (H25比)	2050 (R32) 年度	基準年度比 (H25比)	
エネルギー 起源 CO ₂	産業	185.4	174.4	160.3	-13.5%	144.6	-22.0%
	家庭	179.1	154.5	155.1	-13.4%	149.0	-16.8%
	業務その他	130.7	104.2	97.9	-25.1%	88.9	-31.9%
	運輸	141.7	142.3	133.9	-5.5%	115.1	-18.8%
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	20.0	18.2	15.2	-24.0%	13.7	-31.3%
	工業プロセス等	2.7	2.4	2.2	-20.4%	2.0	-28.2%
	農業	10.6	9.9	9.7	-8.3%	9.4	-11.4%
	代替フロン類	22.4	30.7	28.8	28.8%	26.2	17.0%
合計	692.5	636.5	603.1	-12.9%	548.9	-20.7%	

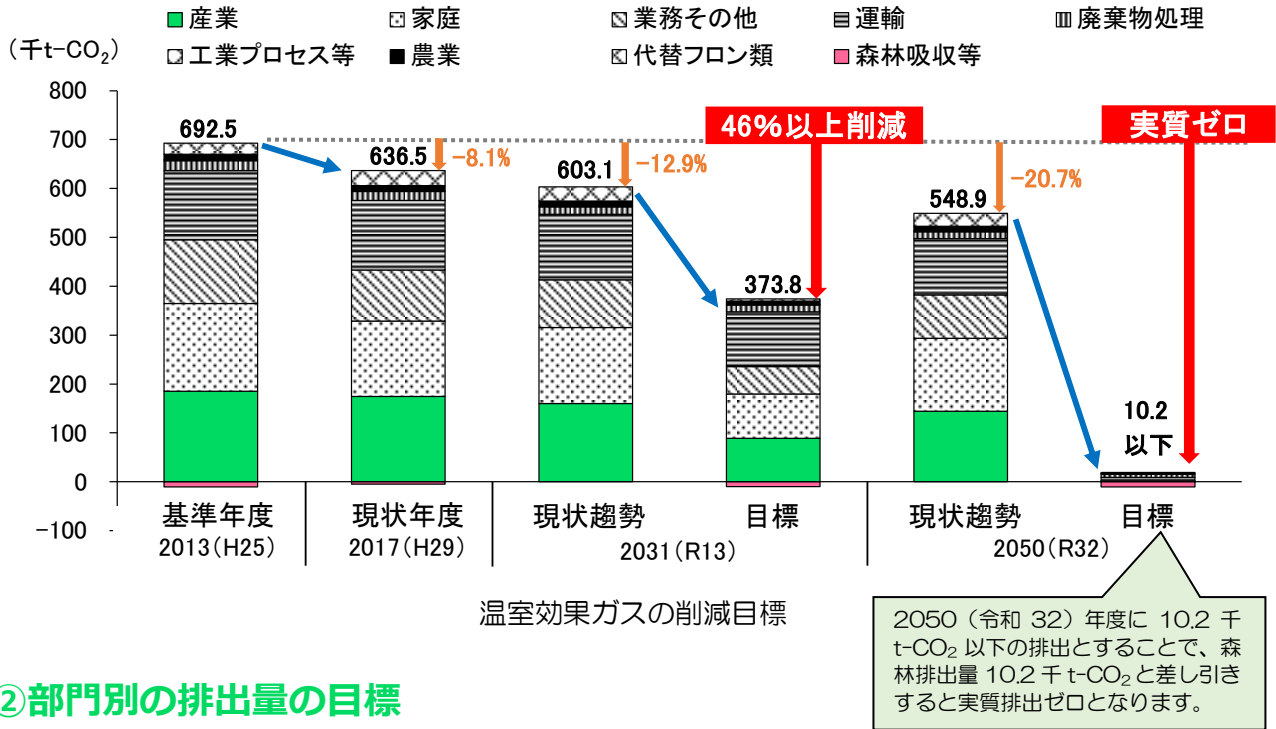
注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

4-2 削減目標（2031年度、2050年度）

①市全体の削減目標

政府における2050（令和32）年カーボンニュートラル宣言や「地球温暖化対策計画」（2021（令和3）年10月）における中期目標を踏まえ、区域施策編では以下のとおり温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。

- 中期目標：2031（令和13）年度までに、2013（平成25）年度比で**46%以上削減**
- 長期目標：2050（令和32）年度までに、**温室効果ガス排出量を実質ゼロ**



②部門別の排出量の目標

部門別の目標を以下のように設定します。

部門別温室効果ガス排出量の目標（単位は千 t-CO₂）

		2013	2017	2031		2050			
		(H25) 年度	(H29) 年度	(R13) 年度	削減率	(R32) 年度	削減率		
		基準年度	現状年度	現状趨勢	排出量	削減率	現状趨勢	排出量	削減率
エネルギー 起源 CO ₂	産業	185.4	174.4	160.3	89.2	-51.9%	144.6	10.2 以下	-98.5%
	家庭	179.1	154.5	155.1	90.4	-49.5%	149.0		
	業務その他	130.7	104.2	97.9	55.9	-57.2%	88.9		
	運輸	141.7	142.3	133.9	112.0	-21.0%	115.1		
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物処理	20.0	18.2	15.2	13.8	-31.3%	13.7		
	工業プロセス等	2.7	2.4	2.2	2.2	-20.4%	2.0		
	農業	10.6	9.9	9.7	6.4	-39.4%	9.4		
	代替フロン類	22.4	30.7	28.8	4.0	-82.0%	26.2		
合計		692.5	636.5	603.1	373.8	-	548.9		
基準年度比増減量		-	-8.1%	-12.9%	-46.0%	-	-20.1%	-98.5%	-
森林吸収量		-10.4	-4.7	-	-10.2	-	-	-10.2	-

注）端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値や基準年度比と合わない場合がある。

③削減効果の推計

中期目標年度（2031（令和13）年度）における施策の実施による温室効果ガス排出量の削減見込量を推計しました。

なお、削減効果の算定は、市の施策による削減効果のほか、国が2021（令和3）年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」の施策波及分（三島市分の按分）を合算しました。

削減効果の推計結果（1）（単位は千t-CO₂）

部門	項目	取組	2031 (R13) 年度 削減見込量	根拠
産業	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	0.6	A
		省エネルギー	産業用高効率空調機（ヒートポンプ）の導入	16.9
	省エネルギー	ESCO 事業による省エネ技術の導入	0.5	A
		その他の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	10.3	B
		燃料転換の推進	0.9	B
		FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.8	B
	電力排出係数の改善	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善	41.1	C
小計		71.1	-	
家庭	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	3.4	A
		太陽熱温水器の導入	0.1	A
		ソーラーシステムの導入	0.6	A
	省エネルギー	高効率給湯器の導入	1.1	A
		家庭用コージェネレーションの導入	1.1	A
		計画・制御システムの導入	0.1	A
		高効率照明の導入	0.7	A
		省エネルギー行動の実践	0.3	A
		住宅の省エネルギー化	5.4	B
		脱炭素型ライフスタイルへの転換	1.6	B
	電力排出係数の改善	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善	50.3	C
	小計		64.7	-
	業務 その他	再生可能エネルギー	太陽光発電の導入	1.9
太陽熱温水器、ソーラーシステムの導入			0.3	A
省エネルギー		高効率給湯器の導入	3.0	A
		業務用燃料電池コージェネレーションシステムの導入	0.3	A
		ESCO 事業による省エネ技術の導入	0.5	A
		市の事務事業における省エネルギー行動の実践	2.0	A
		計画・制御システムの導入	0.5	A
		建築物の省エネルギー化	2.2	B
		上下水道における省エネルギーなどの導入	0.9	B
		廃棄物処理における取組	0.0	B
脱炭素型ライフスタイルへの転換		4.8	B	
電力排出係数の改善	電気事業者の取組による CO ₂ 排出係数の改善	25.6	C	
小計		42.0	-	
運輸	省エネルギー	クリーンエネルギー自動車の導入	14.3	D
		エコドライブの実践	0.3	A
		公共交通機関の利用促進	0.6	A
		テレワークの実践	0.5	A
		道路交通流対策（道路交通流対策等の推進）	1.6	B
		鉄道分野の脱炭素化	1.4	B
		トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	3.2	B
	小計		21.9	-

注）端数処理の関係上、削減見込量の和が合計値と合わない場合がある。

削減効果の推計結果（2）（単位は千 t-CO₂）

部門	項目	取組	2031 (R13) 年度 削減見込量	根拠
廃棄物 処理	廃棄物	廃プラスチックなどの削減	1.5	E
	小計		1.5	-
農業	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策		0.1	B
	みどりの食料システム戦略の推進		3.2	F
	小計		3.3	-
代替フ ロン類	業務用冷凍空調機器への対策		23.6	B
	廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理		0.7	B
	産業界の自主的な取組の推進		0.5	B
	小計		24.8	-
森林 吸収	森林による CO ₂ 吸収		10.1	G
	農地土壌による CO ₂ 吸収		0.1	B
	都市緑化による CO ₂ 吸収		0.0	B
	小計		10.2	-
合計			239.5	-

注) 端数処理の関係上、削減見込量の和が合計値と合わない場合がある。

根拠一覧

A	「第3次三島市環境基本計画に関するアンケート調査」を基本として設定
B	国の「地球温暖化対策計画」の削減見込量を代表指標により按分して三島市分を設定
C	東京電力エナジーパートナーの電力排出係数の推移から推計して設定
D	「次世代自動車戦略 2010」及び「静岡県自動車保有台数」の近年の動向を基本として設定
E	「三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を基本として設定
F	国の「みどりの食料システム戦略」を基本として設定
G	今後も市内の森林整備が継続的に実施されるものとして設定

第5節 | 温暖化対策の取組（緩和と適応）



5-1 緩和と適応

地球温暖化による気候変動が進行し、私たちの健康や産業、自然生態系、自然災害などに大きな影響を及ぼしています。そのため、地球温暖化への対策は、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、森林吸収などによって温室効果ガス排出量を削減する「緩和」とともに、気候変動に対する影響による被害を抑えていく「適応」を同時に進めていくことが大切です。



農作物の品質低下

鳥獣被害の拡大

自然災害の多発

感染症の拡大

熱中症の増加

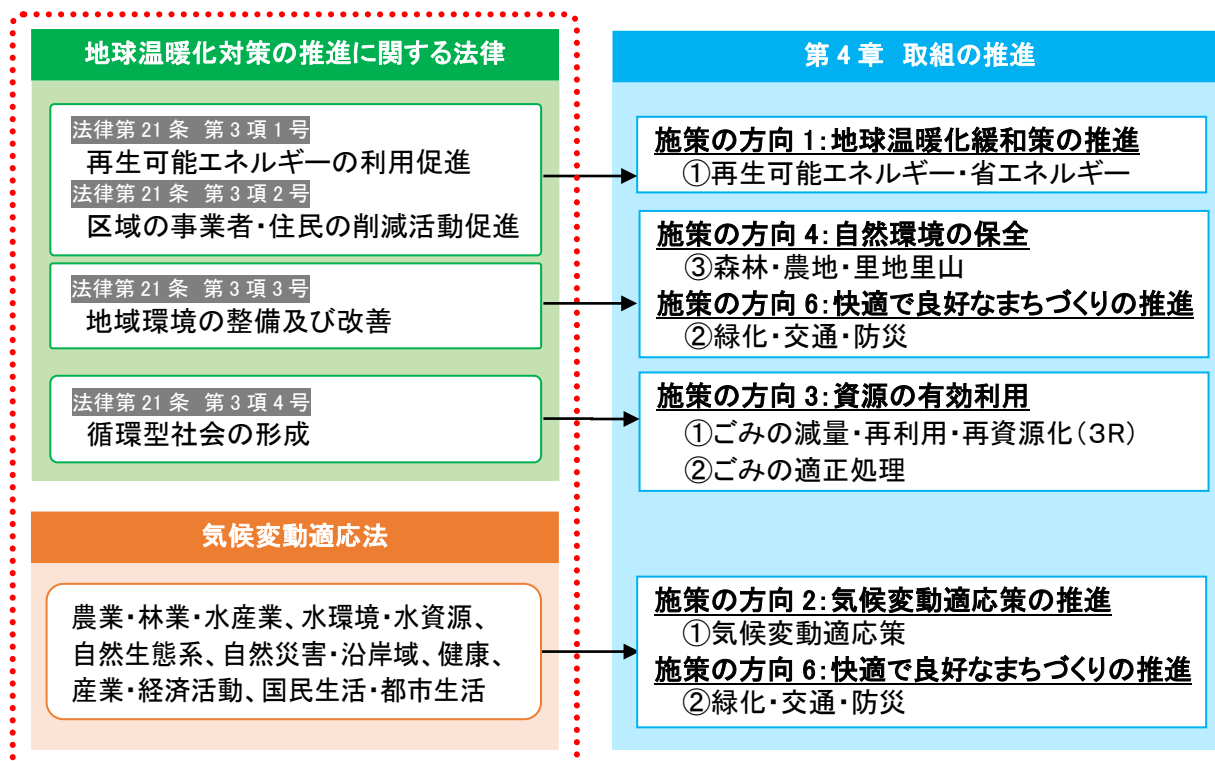
気候変動による影響事例

【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

5-2 「地球温暖化対策推進法」と「気候変動適応法」に基づく取組

緩和においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める4つの分野について、本市の自然的社会的条件に応じた取組を推進します。また、適応においては、「気候変動適応法」に基づく国の「気候変動適応計画」で定める7つの分野を参考に、本市に影響があると思われる分野を選定し、取組を推進します。

なお、「第4章 取組の推進」の中でも緩和及び適応に関する取組を掲載していることから、対応する方針を図で示します。



第5章 三島市地球温暖化対策地方公共団体
 実行計画(区域施策編)・気候変動適応計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」と「気候変動適応法」に基づく取組

第6節 | 緩和策の取組



温室効果ガス排出量を削減・吸収し、目標を達成するため、以下の施策を推進します。

①再生可能エネルギーの利用促進

項目	取組
再生可能エネルギーの情報提供・普及啓発	●再生可能エネルギー全般に関する情報提供・普及啓発を行います。
再生可能エネルギーの普及支援	●太陽光発電システムや蓄電池システム等の設置に対し補助金を交付するなど再生可能エネルギーの普及拡大に向けた支援を行います。
バイオマス資源の利活用	●下水汚泥、食品廃棄物等の生ごみ、木質チップなどバイオマス資源の利活用について調査・研究を行います。
公共施設への再生可能エネルギー設備の導入	●駐車場、未利用地、屋上など設置可能な公共施設を調査し、可能な限りの再生可能エネルギー設備の導入を推進します。 ●公共施設に再生設備を導入することにより、非常時の電源を確保し、地域のレジリエンスと脱炭素を同時に実現する地域づくりを推進します。
優良事例の情報収集	●県と連携し情報やノウハウを共有するとともに、他の自治体における率先的かつ優良な取組事例の情報収集を行います。

②事業者・住民の削減活動促進

項目	取組
高効率機器・省エネ機器の普及	●高効率機器（高効率空調、高効率給湯器、高効率照明等）や省エネ機器などの省エネルギー型設備の普及を図ります。
建築物の省エネ化	●「建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）」に基づく届出により、次世代省エネルギー基準を満たす建物の普及を推進します。 ●静岡県建築物環境配慮制度（CASBEE）に基づく届出により、建物の省エネルギー化を推進します。
エネルギー管理の推進	●HEMS・BEMSの導入により、エネルギーの「見える化」を推進します。 ●省エネルギー診断等による、徹底的なエネルギー管理の普及を図ります。 ●不要な電気の使用の見直しなどの省エネ行動の推進を行います。
環境マネジメントシステムの推進	●事業者に対し、エコアクション21などPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムの情報提供、取得支援を行います。
公共施設における省エネの推進	●公共施設の改修においては、高効率機器や省エネ機器の導入を推進します。 ●公共建築物の新築においては、ZEB化の普及拡大を図ります。 ●市自らが、市民や事業者の模範となるような率先的な取組を推進します。 ●環境マネジメントシステムによるPDCAの体制を構築・運用し、環境への負担軽減を図ります。
次世代自動車の普及	●次世代自動車に関する情報提供・普及啓発を行います。 ●公用車には次世代自動車や低燃費・低排出ガス認定車の導入を推進します。 ●EV充電スタンドや水素ステーションの設置について調査・研究を行います。
COOL CHOICEの推進	●クールビズ・ウォームビズを含むCOOL CHOICEの普及啓発を行い、ライフスタイルの転換、意識の醸成及び行動変容を促します。
官民の連携と共創	●三島市ストップ温暖化推進員の活動を支援するとともに、推進員と市が連携した取組を推進します。 ●市民、事業者及び行政の協働・共創による、経済と環境の好循環を図るための組織の立ち上げを検討します。
脱炭素な移動やテレワークの推進	●自動車による環境負荷低減を図るため、エコドライブの普及を推進します。 ●再生可能エネルギー電力と電気自動車等を活用する「ゼロ・カーボンドライブ」の普及を図ります。 ●「自転車活用推進計画」や「移動円滑化基本構想」等に基づき、徒歩や自転車による脱炭素な移動を推進します。 ●エコ通勤またはテレワークをはじめとした多様な働き方への理解促進と、働きやすい環境づくりへの支援に努めます。

③地域環境の整備及び改善

項目	取組
都市機能の集積や交通混雑の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ●コンパクト・プラス・ネットワークの考えのもと、都市機能の更新・集積を進めるため、「三島市都市計画マスタープラン」に沿った都市政策を推進します。 ●市道の整備を推進するほか、狭あい道路の解消などにより、交通混雑の緩和や安全な道路・歩道の整備を推進します。
公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●「三島市地域公共交通網形成計画」に基づき、交通空白地域の解消や利用促進策に取り組み、路線の維持、確保に努めます。 ●地域の実情に応じた路線の見直しを行い、自動運転技術・MaaS等の先進事例やICTの活用・導入に関する調査・研究を行います。
緑地の保全や緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民との協働により、公園、緑地、街路樹等の整備や適正管理に努めるとともに、公共施設の緑化を推進します。 ●屋上・壁面緑化に対する補助、生け垣づくりへの支援、緑のカーテンの普及啓発を行うとともに、みどりまつりや花壇コンクールの開催などにより、緑化を推進します。
森林吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ●「森林経営計画」の推進により、森林の効率的な施業や適切な保護に努めます。 ●森林経営管理制度の活用による間伐面積の拡大や環境林モデル事業の実施などにより、健全な森林の育成・保全に努めます。 ●森林の持つ公益的機能を引き出し、市民による森林整備活動を活性化させるため、森林ボランティアの育成及び講座を開催します。

④循環型社会の形成

項目	取組
ごみの減量の推進（リデュース）	<ul style="list-style-type: none"> ●商品包装の簡素化、詰め替え商品の利用等によるごみの減量を推進します。 ●「食品ロス削減推進計画」を策定するとともに、フードバンクの実施、市民対象講座などを開催し、食品ロスの削減を推進します。 ●環境美化推進員やごみ減量アドバイザーと協働でごみの減量を推進します。 ●使い捨てプラスチック製品の使用削減に向けた啓発を行います。
ごみの再利用の推進（リユース）	<ul style="list-style-type: none"> ●フリーマーケットやもったいない市の開催、不用品活用バンクの周知等により、不用品の再利用を推進します。
ごみの再資源化の推進（リサイクル）	<ul style="list-style-type: none"> ●廃食用油の拠点回収を行うとともに、回収した廃食用油を軽油代替燃料として再生し、廃油回収車などに利用します。 ●家庭から排出される資源物の分別区分や、スーパーなどで実施する店頭回収の周知に努めます。 ●環境美化推進員やごみ減量アドバイザーと協働で、ミックス古紙をはじめとする資源物の分別について啓発を行います。 ●資源ごみの集団回収を行う団体に対し報奨金を交付します。 ●「プラスチック資源循環促進法」に基づく廃プラスチック類の資源化など、分別収集品目と資源化品目の拡充について検討を行います。
ごみ処理の有料化	<ul style="list-style-type: none"> ●施策の推進による3Rの効果、市の財政状況、他自治体の状況等を総合的に勘案する中で、生活系収集ごみの有料化をはじめとする一般廃棄物処理手数料の見直しについて検討を行います。
ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●事業系ごみの適正処理について指導を行うとともに、多量排出事業者に対しごみの減量への協力を要請します。 ●家庭用エアコン等のフロン類を適正に回収し処理するために、違法な不用品回収業者への対策に努めます。
新たな中間処理施設の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな中間処理施設の検討を行う際には、処理の広域化や施設の集約化、発電等による高効率なエネルギー回収施設への更新について検討を行います。

第7節 | 適応策の取組



本計画では、国が重大性、緊急性、確信度の観点から影響評価を行った7分野を参考としながら、本市に影響があると思われる分野を選定し、その取組をまとめました。

① 農業・林業分野の適応

	項目	影響	取組
農業	水稻・園芸作物（野菜等）・果樹	気温上昇による収量、品質の低下	<ul style="list-style-type: none"> ●高温による品質低下が起こりにくい品種を普及します。 ●施設野菜などに環境制御機器の導入を推進します。
	土地利用型作物	遅霜による凍霜害の発生増加（お茶）	<ul style="list-style-type: none"> ●防霜技術の普及について検討します。
	畜産	気温上昇による畜産動物の生育不良	<ul style="list-style-type: none"> ●家畜舎の暑熱対策の普及により適切な家畜の飼育環境を確保します。
	病害虫	気温上昇による病害虫の分布域の変化	<ul style="list-style-type: none"> ●病害虫の発生の予察に基づく情報を正確かつ迅速に提供します。
	農業生産基盤	多雨による農地の湛水被害などのリスクの増加	<ul style="list-style-type: none"> ●排水機場や排水路の整備などの湛水被害防止対策を講じます。
林業	土石流・地すべり等	土砂崩れの発生	<ul style="list-style-type: none"> ●「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、適切に治山・林道施設を維持管理します。 ●流域特性に応じた森林の整備・保全、それらの整備に必要な林道施設の整備を推進します。
	水供給（地表水）	集中豪雨、無降雨日数の増加による渇水の増加	
	人工林	土砂崩れの発生	
	自然林・二次林	分布域の変化	
	病害虫	病害虫の蔓延	<ul style="list-style-type: none"> ●継続的に森林被害調査を実施します。
鳥獣害	野生鳥獣による影響・分布・個体群の変動	土壌の流出や造林木、農作物への被害の増加	<ul style="list-style-type: none"> ●二ホンジカなどによる鳥獣被害防止のため、捕獲活動の強化及び侵入防止柵設置支援を行います。

② 水環境・水資源、自然生態系、自然災害分野の適応

	項目	影響	取組
水環境	河川	水温上昇による水質悪化 降水量増加による土砂の流出、濁度の上昇	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的に河川の水質調査を実施します。 ●河川、調整池及び雨水貯留施設の堆積土砂の浚渫を行います。
水資源	水供給（地表水・地下水）	渇水の多発 地下水位の変動	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水浸透・貯留施設や節水設備の導入を促します。
	水需要	水需要の増加	<ul style="list-style-type: none"> ●浄水量及び揚水量を記録します。
自然生態系	分布・個体群の変動（在来種・外来種）	在来種の減少や絶滅、植生の変化	<ul style="list-style-type: none"> ●外来種の周知、特定外来生物の防除を行います。

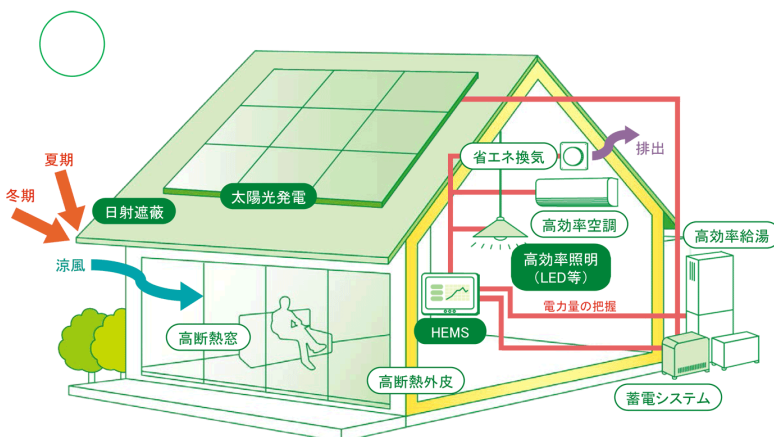
	項目	影響	取組
自然災害	水害（洪水・内水）	短時間強雨の発生回数の増加 河川の氾濫、浸水被害リスクの増加	<ul style="list-style-type: none"> ●狩野川水系流域治水プロジェクトに基づき内水排水体制を強化するため、市所有の排水ポンプ車を配備するとともに河川、調整池及び雨水貯留施設の堆積土砂の浚渫を行います。 ●洪水ハザードマップを配布します。 ●河川的能力アップを図るため、普通河川の整備改修を行います。 ●水位センサー及び監視カメラなどの監視装置を設置し、危険性の把握、水門などの確実な操作を行います。 ●雨水排水施設の機能を維持するため、点検・修繕・改築を実施します。水防訓練を実施します。 ●要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練実施を推進します。 ●マイタイムラインの普及を行います。 ●「都市計画法」や「三島市土地利用事業指導要綱」に基づき一定規模以上の開発行為等には調整池の設置を求めます。
	土砂災害（土石流・地すべり等）	土砂災害の発生頻度の増加	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害ハザードマップを配布します。 ●急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設の建設、維持管理を行います。
	その他（強風等）	竜巻の出現頻度の増加 台風の大型化・強化	<ul style="list-style-type: none"> ●電力事業者等と連携し、倒木等による電力供給・通信支障を予防するための対策を推進します。

③健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活分野の適応

	項目	影響	取組
健康	暑熱	熱中症患者数、死亡リスクの増加	<ul style="list-style-type: none"> ●熱中症警戒アラートを基に、注意喚起を行います。 ●熱中症について健康教育を実施します。
	感染症	節足動物の生息域の変化による、節足動物媒介感染症リスクの増大	<ul style="list-style-type: none"> ●節足動物媒介感染症に関する情報を発信します。
	その他・温暖化と大気汚染の複合影響	光化学オキシダント濃度の上昇に伴う健康被害リスクの増加	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、福祉施設などへの迅速な情報提供及び、市民への注意喚起を行います。
産業・経済活動	産業・経済活動（製造業・エネルギー需給）	従業員の生産性の低下 電力ひっ迫状況の増加	<ul style="list-style-type: none"> ●先端設備を導入した際の固定資産税を軽減し生産性向上を促します。 ●節電を呼びかけます。 ●ZEB、ZEH等再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。
	金融・保険、観光業	自然災害等に伴う金融商品や保証、保険などの利用の増加 風水害による観光旅行者への影響	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動の影響を受けた事業者が金融機関から借り入れた資金に対する利子補給を随時実施します。 ●旅行者の安全確保が図られるよう必要な情報を発信します。
国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン（水道、交通等）	短時間強雨、強い台風の増加などによる、インフラ・ライフラインなどへの影響	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送路をはじめとする市道路線について、トンネル、橋梁などの定期点検修繕を行います。 ●道路冠水が想定される箇所に、水位センサー及び監視カメラなどを設置し、危険性を把握します。 ●安全な水源確保と安定した水道水の提供を行います。 ●汚水処理施設の機能を維持するため、点検・修繕・改築を実施します。
	その他・暑熱による生活への影響	都市域での大幅な気温上昇	<ul style="list-style-type: none"> ●生垣づくり用の苗木の配布や緑のカーテンの普及啓発により市街地の緑化を推進します。

ZEH

ZEHとは、net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指します。



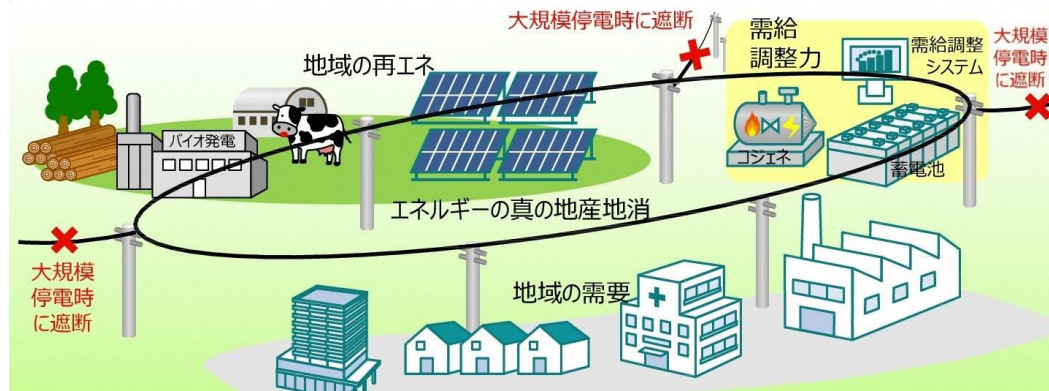
ZEHのメリットは、徹底的な省エネや太陽光発電によって、光熱費を下げる点はもちろん大きなメリットです。ZEH化した住宅に蓄電システムを備えれば、停電した時にも電気を供給できるなど、災害に強い家としても力を発揮できます。さらなるメリットとして、温度差のある部屋の間を移動した時に起こりやすいヒートショックのリスクが低減されるなど、住宅の高断熱化によって快適になるだけでなく、健康面のメリットも期待できます。

【資料：資源エネルギー庁】

地域マイクログリッド

マイクログリッド（microgrid）とは、直訳すると micro = 極小の、grid = 送電網 となります。限られたコミュニティの中で、太陽光発電等の再生可能エネルギーで電気を作り、蓄電池などで電力量をコントロールし、当該コミュニティ内の電力供給を賄うことのできるエネルギーの地産地消ができるシステムを「地域マイクログリッド」と呼んでいます。災害等で停電が発生した際は、電力会社等との送配電ネットワークを遮断し、その地域内のネットワークに切り替えることで、安定的に電力を供給することができます。

地域マイクログリッドの導入には災害時のエネルギー供給の確保によるレジリエンスの向上、エネルギー利用の効率化、地域エネルギーを活用することによる地域産業の活性化などのメリットがあります。



【資料：経済産業省 北海道経済産業局】